

# 全国大学書写書道教育学会 学会誌

## 『書写書道教育研究』論文等投稿規定

### 1. 目的

全国大学書写書道教育学会（以下、本学会）学会誌『書写書道教育研究』（以下、本誌）は、本学会会則第5条の4により、本学会の目的である書写及び書道教育の研究の充実と発展に寄与しようとするものである。

### 2. 投稿資格

本誌への投稿は、本学会会員に限る。ただし、共同研究の場合、主たる研究者が本学会会員であれば、他の研究者の資格は問わない。なお学会の事業および記録等との関係から、本学会から執筆を依頼する場合については、本規定の限りではない。ただし著作権については、本規定に準ずるものとする。

### 3. 投稿内容

投稿内容は、「論文」「研究ノート」「実践報告・調査報告等」の3種類とする。いずれも、書写書道教育およびその基礎に関する未刊行のものとする。なお、主文章として使用する言語は日本語とする。

「論文」は、独創的な知見を含む学術研究論文とする。

「研究ノート」は、研究を発展・活性化させる契機となりうる新しい知見・問題提起を内容とするものとする。

「実践報告・調査報告等」は、その内容が公刊に値する資料的な価値・実践記録としての価値を有するものとする。

### 4. 著作権について

本誌に掲載された論文等の著作権は、著者に帰属するものとする。ただし、本学会は本誌に掲載する権利、掲載された原稿を電子化または複製の形態などで公開する権利を有するものとする。著者から学会へのこれら権利の譲渡は無償とする。

本誌に掲載された論文等の利用（著作物への転載、掲載、WWWによる公衆送信、外国語への翻訳、配布等を含む）にあたって、本学会は制限を加えない。ただし、本誌掲載論文であることおよびその号数を明記すること。

本誌に掲載された論文等に対して、第三者による著作権侵害あるいは侵害の疑いがあった場合、また第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著者が一切の責任を負うものとする。

### 5. 審査

投稿された原稿は、以下に提示する条件等を元に、本学会学術委員会およびその委嘱する査読者によって、「論文」「研究ノート」「実践報告・調査報告等」それぞれに採否を決定する。学術委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。

（論文）

- ・内容に新規性があり、独創的な知見を含むこと。
- ・有用性が確認できるか、研究領域に相当の影響を与える可能性があること。
- ・先行研究を適切に参照していること。
- ・論証過程が明快で、論理に客観性があること。
- ・資料・データの量もしくは事例提示が必要十分であり、適正に取り扱われていること。
- ・用語・表現が適切で第三者にもわかりやすいこと。

(研究ノート)

- ・独創的な知見であり，分野の研究を活性化させる契機となりうること。
- ・必要なだけの、先行研究の参照、データや論拠の提示がおこなわれていること。
- ・用語・表現が適切で第三者にもわかりやすいこと。

(実践報告・調査報告等)

- ・内容が公刊に値する資料的な価値・実践記録としての価値を有すること。
- ・必要なだけの、先行研究の参照、データや論拠の提示がおこなわれていること。
- ・用語・表現が適切で第三者にもわかりやすいこと。

## 6. その他

- ・原稿のページ数および具体的な投稿手順については、別に定める執筆・投稿要領に示すとおりとする。

(2006年10月2日制定)

(2011年9月17日改訂)